

議案第75号

東京都板橋区立教育科学館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立教育科学館条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立教育科学館条例（昭和63年板橋区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1研修室の項中「1,900円」を「2,700円」に、「3,600円」を「5,000円」に改め、同表教材制作室スタジオの項を削る。

別表第2おとなの項中「550円」を「730円」に、「350円」を「460円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、令和7年4月1日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立教育科学館の管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料及びプラネタリウムの観覧料の額並びに利用料金の上限額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。